

Tax

IssueP348 – 2021 年 12 月 28 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

2022 年度関税調整方案の公布

先日、国務院関税税則委員会は 2022 年度関税調整方案（税委会[2021]18 号）を公布し、2022 年 1 月 1 日から一部貨物の税番・品目及び輸出入関税を調整する。「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」（以下、「統一システム」）の 2022 年改正に伴い、中国の輸出入貨物の税番・品目は調整される予定であり、調整後の 8 桁商品コードの総数は 8,930 となる。

今回の調整は、主に質の高い消費財、先端技術、重要設備、エネルギー資源の輸入拡大を通じて輸入元の多様化を促進し、「第 14 次五カ年計画」における国内・国際双循環を促進する新しい発展構造の構築とグリーン・低炭素計画の重要内容の実施を確保することを目的とするものであり、その主要内容は下記の通りである。

統一システムの改正、及びサービス産業発展上の需要への対応 ——「統一システム」改正への中国税関の深い関与

「統一システム」の最新改正は 2021 年中に完了し、その成果（即ち、「統一システム」の 2022 年改正）は 2022 年 1 月 1 日から全世界で実施される見通しである。「統一システム」2022 改正には 351 項目の改正が含まれ、改正後の 6 桁 HS コードの総数は 5,609 であり、2017 年改正と比べて 222 増加した。上述の改正は、主に国際貿易における技術革新による新規商品の登場、国際社会からの提案・要請、及び「統一システム」の継続的な整備の必要性に対応するものである。また、上述の改正は、2022 年度における中国の輸出入貨物の税番・品目に反映される予定であり、その主要内容は以下の通りである。

- 新技術の発展や新製品の貿易に関するニーズを満たし、国際貿易紛争を解決するため、品目と細目を新設し、いくつかの注釈と条文を改正した。例えば、品目 85.24（フラットパネルディスプレイモジュール）、品目 88.06（ドローン）、細目 8708.22（車用ガラス窓）を新設し、品目 85.41（半導体トランスデューサー）の注釈を改正している。
- 国際社会の提案・要請に対応し、国際条約をよりよく履行するために、一部の品目と細目を新設した。例えば、「バーゼル条約」における有害廃棄物処分の管理に関する条項に基づき、品目 85.49 を新設することで、電気・電子廃棄物の範囲を明確化した。また、ヘルスケアの観点から、細目 3002.51（細胞療法薬）と細目 3006.93

Authors :

Zhang, Dolly

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

Email : dozhang@deloitte.com.cn

Zhu, Steven Chun

Manager

Tel : +86 23 8823 1992

Email : stezhu@deloitte.com.cn

(盲検用治験薬)を新設した。

- 「統一システム」におけるHSコードを簡素化するため、カドミウム及びその製品(品目81.07)、地球儀・天球儀(細目4905.10)など貿易量の少ない品目や細目を削除した。

今回の「統一システム」の改正において、世界税関機構は中国税関による45の提案と改正に関するアドバイス(改正内容全体の12.8%を占める)を採用した。国際貿易で中国の影響力が大きいドローン、車用窓ガラス、通信アンテナなどの分野において中国の提案・アドバイスが採用されたことは、中国が関税分類の国際ルールと国際標準の制定に参加できるようになったことの現れであり、中国の優位分野における製品輸出、及び関連事業の世界進出を後押しするものである。

国内経済と内需をドライバーとする国際市場の計画的活用

——954品目に対する輸入暫定税率の適用

- 患者の経済的負担を軽減し、国民の健康福祉を継続的に向上させ、幸せな生活に対する人々の要求を満たすため、新型抗がん剤である塩化ラジウム注射液に対してゼロ関税を適用し、脳血栓回収ステント、人工関節などの一部の医療品に対して比較的低い輸入暫定税率を適用した。また、鮭などの高品質水産物、ベビー服、食器洗い機、スキー用品などの一部の消費品に対して比較的低い輸入暫定税率を適用する。
- 国内産業のグリーン化・低炭素化の発展を促進するため、車の燃費向上と排ガス低減に寄与するガソリン・エンジン微粒子捕集フィルター、土壌の修復に利用できる泥炭などの環境保全・低炭素化関連製品に対して比較的低い輸入暫定税率を適用する。
- 最恵国税率を下回る輸入暫定税率を適用するその他の場合として、下記が挙げられる。国内産業におけるコア部品、原材料、資源などの需要を満たすため、高純度黒鉛部品、高速鉄道車両用高圧ケーブル、燃料電池用膜電極接合体とバイポーラ板などのコア部品、カカオ豆・植物精油等の食品加工、日用化学品、皮革製造業界に必要な原材料、黄鉄鉱、高純度塩化カリウムなどの資源製品に対して比較的低い輸入暫定税率を適用する。また、文化消費の需要に対応するため、100年以上前に描かれた油絵などの芸術品に対してゼロ関税を適用し、一部の楽器に対して比較的低い輸入暫定税率を適用する。

RCEPの正式発効 対外開放成果の共有

——自由貿易ネットワークの継続的拡大

- 「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)は2022年1月1日より、ブルネイ・カンボジア・ラオス・シンガポール・タイ・ベトナムの6か国(以上ASEAN加盟国)、及び中国・日本・ニュージーランド・オーストラリアの4か国(以上ASEAN非加盟国)の間で発効し、韓国については2022年2月1日より発効する予定である。これにより、2022年から、条件に合致する輸入貨物はRCEPによる協定税率が適用される。
- RCEPのほか、その他締結済みの自由貿易協定と特惠貿易協定に基づき、2022年において、中国は28か国・地域原産の一部商品について協定税率を適用する。その内、中国とニュージーランド、ペルー、コスタリカ、スイス、アイスランド、韓国、オーストラリア、パキスタン、ジョージア、モーリシャスとの間に締結された二国間自由貿易協定及びアジア太平洋貿易協定に基づき、税率の更なる引き下げが実施される。

産業発展ニーズへの対応に主眼を置く、産業モデル転換とアップグレードの促進

——複数商品を対象とする輸出入関税の調整

For more information, please contact:

Indirect Tax Services

National Leader

Li, Lily Xiao Chen

Partner

Tel : +86 21 6141 1099

Email : lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader

Tian, Shu

Partner

Tel : +86 10 8534 2338

Email : shutian@deloitte.com.cn

Customs and Global Trade Services

National Leader / Northern China

Yi Zhou

Partner

Tel : +86 10 8520 7512

Email : jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Liquan Gao

Partner

Tel : +86 21 6141 1053

Email : liqao@deloitte.com.cn

Southern China

Janet Zhang

Partner

Tel : +86 20 2831 1212

Email : jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

Email : ftang@deloitte.com.cn

中国は、国内産業発展や需給変化に基づき、WTO加盟時のコミットメントの範囲内で、一部商品の輸出入関税を引き上げる。その内、アミノ酸、鉛蓄電池部品、ゼラチン、豚肉、m-クレゾールなどに対して、輸入暫定税率を廃止し、最恵国関税率の適用を再開する。引き続き「二高一資」産業（エネルギー消費が「高く」、環境への負荷が「高い」産業、及び「資源」消費量の大きい産業）の規模を厳しく制限し、関連産業のモデル転換・アップグレード及び高品質な発展を促進するため、リン・粗銅の輸出関税を引き上げる。

また、情報技術製品のグローバルサプライチェーンの安定を維持、中国における関連川下産業の製造コストを削減するため、「情報技術協定」の拡大合意で定められた通り、2022年7月1日より62品目の情報技術製品に対して、第7段階の最恵国関税率の引き下げを実施する。関税引き下げ後の情報技術製品全体の平均関税率は0.2%に引き下げられる見通しである。

アドバイス

2021年12月に開催された中央経済会議において、「中国の経済発展は需要の縮小、供給面の衝撃、見通しの悪化という「三重圧力（三重苦）」に直面、また、新型コロナウイルスによる影響が続き、2021年に世界の貿易環境が大きく変化したことを受け、関税方案の定期的な調整は、国がマクロ経済と輸出入貿易を調整する政策手段として有効である」と明確に指摘された。このような背景下、関連企業は関税調整方案から受ける影響、及び将来の発展のチャンスについて考慮した上、以下対策を講じることが推奨される。

統一システム改正による影響の全面的な評価

「統一システム」2022年改正では、品目・細目・税率・本国細目注釈に関する改正が比較的多い。企業は、自社が取り扱う輸出入商品と2022年度関税調整方案を踏まえた上で、適用するHSコード・税率・原産地等の情報を整理・レビューし、関税分類の正確性と整合性を評価することで、政策変更に対する理解不足や申告情報修正の遅延による関税分類上のミスや税金の過少納付などのコンプライアンスリスクの発生、ひいては輸出入サプライチェーンに及ぼす影響を避けることが推奨される。また、誤った関税分類を避けるため、関税分類に関する行政ルーリング・判例・事前教示の変化に留意することが推奨される。

税番・品目の調整を例に挙げると、デジタル制御の鍛造機械（型鍛造機を含む）又はパンチマシン及び鍛造ハンマーは2021年に8462.1010に分類されたが、2022年度関税調整方案では当該コードが削除されたため、密閉式鍛造機（型鍛造機）に該当するか否かによって、8462.1110（密閉式鍛造機（型鍛造機）に該当する場合）或いは8462.1910（密閉式鍛造機（型鍛造機）に該当しない場合）に分類する必要がある。従って、企業は税番・品目の変更に伴う申告要素への影響を正確に把握する必要がある。

関税分類コンプライアンス体制の強化

関税分類は輸出入税率、貿易管理、許可証管理の基礎である。統一システムの改正に伴う中国関税方案の調整に際して、企業は関税分類の管理体制をレビューし、事前確認、自主開示などの制度の活用を含めて、関税分類上のコンプライアンスリスクの管理体制を強化することが推奨される。特に輸出货量が多く、取扱商品の品目数が多い企業は、関税分類に用いられるマスターデータ管理を強化し、情報化手段の活用を通じて、情報収集・専門的判断・事後レビューを含むエンドツーエンドのプロセス管理の最適化を検討することが推奨される。

自由貿易協定などの関税優遇政策の活用

現在、中国は29の国・地域と19の自由貿易協定を締結しており、十余りの国・地域との自由貿易協定の締結に向けて積極的に交渉を進めている。今後、RCEPとより多くの自由貿易協定の実施に伴い、関連する協定税率及び原産地ルールがより複雑になっていくことが想定される。企業は、自社のサプライチェーン及びバリューチェーンの状況を踏まえ、RCEPとその他の自由貿易協定、国内の自由貿易区などの関連政策、及び原産地ルールなどを総合的に考慮する上で、事業計画の最適化を行い、サプライチェーンにおける分業の潜在的な価値を向上させ、コンプライアンス確保を前提に、自由貿易協定による各優遇措置を十分に享受することが推奨される。

積極的に租税政策面の要望を反映し、国際ルール及び国際標準の作成に参画する

国際貿易ルール及び国際標準への参画は、国際貿易の効率と公平性の向上、取引コストの低減、貿易摩擦の解決、及びブランド価値の向上に寄与する。例えば、「統一システム」2022年改正において、中国税関の提案により、「ドローン」品目が新設された。これは、言うなれば輸出入貿易においてドローンという商品に「特別な身分証明書」を提供する措置であり、適用すべき税番に関する論争によって発生する租税徴収・管理リスクの低減、及び通関効率の大幅な向上に寄与するものである。

現在、各年度輸出入の状況及び産業発展の要求に基づき、関連する行政機関は國務院関税税則委員会に税番・品目や輸出入関税に関する改正アドバイスを提出し、國務院関税税則委員会が最終的な関税調整方案が作成する。企業は生産・運営コストを低減、産業の健全な発展を後押し、国内の輸入需要を満たすために、国の施策方針を正確に把握し、国が重点的に発展を奨励・支援する分野（グリーン・低炭素、ハイテク、民生・消費財、医療健康など）のうち輸入依存度の高い商品について、政策を制定する政府機関に対して租税政策面の要望を積極的に反映することが推奨される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : vicli@deloitte.com.cn

Northern China

XiaoLi Huang

Partner

Tel : +86 10 8520 7707

Fax : +86 10 6508 8781

Email : xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang

Partner

Tel : +86 20 2885 8608

Fax : +86 20 3888 0115

Email : jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

Fax : +86 23 8857 0978

Email : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 6508 8781

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (中国本土)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0115

Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (中国香港)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2543 4647

Email : dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

パートナー

Tel : +86 10 8512 5524

Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

パートナー

Tel : +86 21 6141 1368

Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海

中野 隆正

華南地区

広州

左 迪

シニアマネジャー
Tel : +86 21 3313 8800
Email : tnakano@deloitte.com.cn

パートナー
Tel : +86 20 2831 1309
Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュートマツリミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつ又は複数を指します。DTTL (又は「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課し又は拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム又は関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 330,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア (www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、我々はいかなる (明示的或いは暗示的な) 言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2022. For information, contact Deloitte China.